

## 取締役職務執行確認書 新旧対照表 (2021 年版)

**注意事項** p.1

区分	2020 年版	2021 年版	理由・根拠
注意事項		④令和元年改正会社法の関連法令を記載していますが、施行日は令和3年3月1日であるため、決算期が令和3年2月期以前の会社は本確認書使用の際は、留意をお願いします。	令和元年改正会社法の施行日が令和3年3月1日のための留意事項を記載した。(令和3年2月期以前の会社には適用されないことに留意する)

1. **善管注意義務・忠実義務の履行及び任務懈怠についての確認** p.1

区分	2020 年版	2021 年版	理由・根拠
関連法令等		[関連法令等] ○会社法 361 条 7 項 [取締役の報酬等] 報酬の決定方針の義務付け ○会社法 430 条の 2 [補償契約] 会社補償に関する規律 ○会社法 430 条の 3 [役員等のために締結される保険契約] 役員等賠償責任保険に関する規律	令和元年改正会社法に伴う改正法令を記載した。(取締役の規律に関する法令を記載した)

7. **不適正な会計処理 (粉飾決算)・計算書類等の虚偽記載についての確認** p.8

区分	2020 年版	2021 年版	理由・根拠
関連法令等		[関連法令等] ○企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」(2020 年 11 月 6 日) ○財務諸表等の監査証明に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(2018 年 11 月 30 日) ○企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」 ○企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」	監査上の主要な検討事項(KAM:Key Audit Matters)に関する根拠法令等を記載した。 2021年3月期から強制適用となる。 新収益認識基準に関する会計基準を記載した。 2021年4月1日から強制適用となる。

8. インサイダー取引・適時開示についての確認 p.9

区分	2020年版	2021年版	理由・根拠
関連法令等	<p>[関連法令]</p> <p>○金融商品取引法第27条の36の規定に関する留意事項</p>	<p>[関連法令]</p> <p>○金融商品取引法第27条の36の規定に関する留意事項について(フェア・ディスクロージャー・ルールガイドライン)</p>	金融庁策定のフェア・ディスクロージャー・ルールに関する正式名称を記載した。

14. 定款、社内規則及び法令に違反していないことの確認 p.14

区分	2020年版	2021年版	理由・根拠
関連法令等	<p>○重要な法令</p> <p>・労働関連法令(労働基準法、労働安全衛生法、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法等)</p>	<p>○重要な法令</p> <p>・労働関連法令(労働基準法、労働安全衛生法、労働者派遣法、パートタイム・有期雇用労働法、労働契約法、労働施策総合推進法(パワハラ防止法を含む)、男女雇用機会均等法等)</p> <p>・テレワークにおける適切な労働時間管理のためのガイドライン(厚生労働省)</p> <p>・情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン(厚生労働省)</p> <p>・テレワークセキュリティガイドライン(第4版)(総務省)</p>	<p>労働関連法令を追加記載した。</p> <p>パートタイム・有期雇用労働法は2020年4月1日施行 パワハラ防止法は2020年6月1日施行</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークや在宅勤務の環境変化に伴いテレワークに関するガイドラインを記載した。</p>

15. 取締役欠格事由についての確認 p.14

区分	2020年版	2021年版	理由・根拠
説明及び関連法令等	<p>[関連法令]</p> <p>○会社法331条[取締役の資格等]次に掲げる者は取締役となることができない。</p> <p>2. 成年被後見人、被保佐人、外国法令上これらと同様に取扱われている者</p>	<p>[関連法令]</p> <p>2.削除</p>	令和元年改正会社法に従い、削除と記載した。

## 16. 社外取締役への追加確認事項 p.15~16

区分	2020年版	2021年版	理由・根拠
関連法令等 確認事項	<p>[関連法令]</p> <p>○経済産業省 コーポレートガバナンス・システムの在り方に関する研究会「コーポレートガバナンスの実践」(平成27年7月24日)</p> <p>○日本弁護士連合会「社外取締役ガイドライン」(平成27年3月19日)</p>	<p>[関連法令等]</p> <p><b>削除</b></p> <p>○日本弁護士連合会「社外取締役ガイドライン」(2019年3月14日)</p> <p>○会社法348の2 [業務の執行の社外取締役への委託]</p> <p>○会社法327条の2 [社外取締役の設置義務]</p> <p>○公開会社における事業報告の内容—会社法施行規則124条(社外役員を設けた株式会社の特則)</p> <p>ホ当該社外役員が社外取締役であるときは、当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要(イ～ニまでに掲げる事項を除く。)</p> <p>○経済産業省「社外取締役の在り方に関する実務指針(社外取締役ガイドライン)」(2020年7月31日)</p> <p>〈社外取締役の5つの心得〉</p> <p>心得1:社外取締役の最も重要な役割は、経営の監督である。その中核は、経営を担う経営陣(特に社長・CEO)に対する評価とそれに基づく指名・再任や報酬の決定を行うことであり、必要な場合には、社長・CEOの交代を主導することも含まれる。</p> <p>心得2:社外取締役は、社内のしがらみにとらわれない立場で、中長期的な幅広い多様な視点から、市場や産業構造の変化を踏ま</p>	<p>経済産業省から2020年7月31日に社外取締役ガイドラインが策定されており、削除した。</p> <p>日弁連の社外取締役ガイドラインの改定制定日を変更記載した。</p> <p>令和元年改正会社法の社外取締役に関する改正法令を記載した。</p> <p>令和元年改正会社法の社外取締役に関する会社法施行規則を記載した。</p> <p>経済産業省で策定された社外取締役のガイドラインにおける「社外取締役の5つの心得」を記載した。</p>

<p>関連法令等 確認事項</p>		<p>えた会社の将来を見据え、会社の持続的成長に向けた経営戦略を考えることを心掛けるべきである。</p> <p>心得3:社外取締役は、業務執行から独立した立場から経営陣(特に社長・CEO)に対して遠慮せずに発言・行動することを心掛けるべきである。</p> <p>心得4:社外取締役は、社長・CEOを含む経営陣と、適度な緊張感・距離感を保ちつつ、コミュニケーションを図り、信頼関係を築くことを心掛けるべきである。</p> <p>心得5:会社と経営陣・支配株主等との利益相反を監督することは、社外取締役の重要な責務である。</p> <p><input type="checkbox"/>私は、社外取締役への期待役割を理解し、その期待役割を果たすよう心掛けている。</p>	<p>令和元年改正会社法施行規則を踏まえて、社外取締役への期待役割に関する確認事項を追加記載した。</p>
-----------------------	--	---	---